

4月より 農地改良には手続きが必要となります

1 農地改良とは

土地所有者又は耕作者が農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として、外から土を搬入して盛土又は掘削等を行うことにより、農地の形質を変更することです。(土地改良法に基づく土地改良事業は、この取扱いの適用外です。)

2 農地改良に使用する土とは

農作物の育成に適した土を用いるものとします。



3 手続きは

(1) 農地改良の届出を要する場合

下記の①から③のすべてに該当する場合。

(2) 一時転用許可を要する場合

下記の①から③のすべてに該当する場合を除き、農地法第4条の規定に基づく一時転用許可を要します(市街化区域内については、農地法第4条の規定に基づく届出を要する)。

- ①農地改良により農地が耕作の用に供されない期間が3ヶ月以内である。
- ②盛土又は掘削の対象となる農地の面積が1,000㎡未満(搬入路面積含む)である。
- ③盛土の高さ又は掘削の深さが1m以内であって、農地改良後は農地改良実施地に接する道路や周辺農地と著しい段差を生じない計画である。なお、道路との段差は原則として30cm以内とする。

4 事前協議が必要です

農地改良を行おうとする土地所有者等は、農業委員会に対して事業実施の1ヶ月前までに事前協議書が必要です。

※手続きに関するお問い合わせは農業委員会まで。

地目変更登記はお済ですか?

農地転用の許可を受けたり、農地転用の届出を済ませた土地の地目は、法務局で地目変更登記を行ってください。

農地転用の許可・届出の目的どおりに転用が完了しているにもかかわらず、登記地目が「農地」のままになっている土地が見受けられます。

課税地目は既に「宅地」「雑種地」などとなっても、土地登記簿上の地目は変わったことにはなりません。該当する土地を所有の方は、速やかに手続きを行ってください。

地目変更には農地転用許可書・届出受理通知書が必要となります。紛失等された方は証明書の発行を農業委員会へ申請してください。